

南相馬市復興推進計画

平成28年10月13日
福島県南相馬市

1 計画の区域 南相馬市全域

2 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、沿岸地域が大津波によって壊滅的な被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所事故の影響により、平成28年7月12日に避難指示が解除された現在でも1万5千人を超える住民が市内外において避難生活を強いられている。また、市内の主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖や撤退、雇用者の解雇や流出等により震災直後の雇用者数は震災前に比べて約3割も減少、避難指示が解除された今も震災前には程遠く、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような中、「福島県復興計画(第3次)」(平成27年12月)では、「浜通りを中心とした環境・リサイクル関連産業の集積(スマート・エコパーク)の実現」を目指しており、本市も「ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会」の構成員として、関係事業の事業化支援に取り組んでいるほか、「福島県廃棄物処理計画」に基づき廃棄物の再利用促進と排出抑制に取り組んでいる。

このような状況から、石炭火力発電所から排出される「ばいじん」を年間7万t受け入れ、復興事業等に係るインフラ工事向け石炭灰混合材料を製造する新たな立地企業を支援することで、リサイクルの推進による地域環境の保全を目指すものである。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市においてリサイクルの推進による地域環境の保全及び雇用機会の創出を図るため、石炭火力発電所から排出される「ばいじん」を主原料として石炭灰混合材料を製造する立地企業の設備投資を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

事業の内容

本市に新たに立地する福島エコクリート株式会社(以下「対象事業者」という。)が、南相馬市小高区において石炭火力発電所から排出される「ばいじん」を主原料とする石炭灰混合材料の製造工場新設に必要な資金を貸し付ける事業

貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものである

ことの説明

本事業は、石炭火力発電所より排出される「ばいじん」を主原料として復興事業等に係るインフラ工事向け路盤材等石炭灰混合材料を製造する工場の新設であり、「ばいじん」のリサイクルによる地域における環境の保全を図るものである（新設工場にて年間7万tの「ばいじん」受け入れを予定）。

また、「福島県復興計画（第3次）」（平成27年12月）では、「浜通りを中心とした環境・リサイクル関連産業の集積（スマート・エコパーク）の実現」を目指している。

この第3次復興計画を実現すべく、福島県は「ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会」において、現在、石炭灰リサイクル事業、小型家電リサイクル事業、太陽光パネルリサイクル事業、廃棄物処理システム事業について事業化を進めるものとしている（研究会内容は公表済み）。福島県や国の機関にて構成する「スマート・エコパークに関する検討会」の中間整理においても、循環型社会の形成のために、石炭灰混合材料製造事業の必要性が明示されているところである。

また、「福島県廃棄物処理計画」（平成27年3月）では、石炭火力発電所の新規建設や稼働率上昇により「ばいじん」の増加が予測されることから、「ばいじん」について、再生利用可能なものについては再生利用を促進するとともに排出抑制の取組を推進し、適正な処理を目指している。

なお、本事業に係る予定投資額2,044百万円は、本市における窯業・土石製品製造業の平均投資額34百万円を上回っている。

したがって、本市に新たに立地する対象事業者を支援することで、計画の目標に掲げた「リサイクルの推進による地域環境の保全」を達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第4号

利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社東邦銀行

特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が製造する石炭灰混合材料は、今後も必要となる復興資材としての活用が見込まれる。また、石炭灰混合材料の工場新設に伴う設備投資は、本市における窯業・土石製品製造業の平均設備投資額を大きく上回る規模となっている。

このため、本計画の実施により、対象事業者が石炭灰混合材料製造工場を新設することは、本市を含む浜通りの復興推進とリサイクルの推進による地域環境の保全に大きく寄与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項に基づく協議を行った。